

第 2 回農業委員会議事録

日 時 平成 29 年 2 月 27 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室

出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・日高憲治・谷上政広
・前平正美・海江田兼光・坂元芳郎・山本洋子
・押田明・中村道也・吉川正克
事務局 ・阪元・橋口

議 題 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件

議 題 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の申請承認の件

議 題 議案第 7 号 農用地利用集積計画承認の件（所有権移転・利用権設定関係）

議 題 議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

議 題 議案第 9 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件

その他

事務局	ただ今から、第 2 回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を谷上委員と徳弘委員へお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字入野字椀ヶ迫 . . . 田 2,212 m²</p> <p>（申請理由） 規模拡大</p> <p>（対 価） □□万円</p>
会 長	<p>以上ようですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2 番</p> <p>（譲渡人） ○○○</p> <p>（譲受人） △△△</p> <p>（申請地） 綾町大字北俣字中迫 . . . 畑 306 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// . . . 田 467 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// . . . 畑 2,169 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// 平瀬 . . . 畑 3,550 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// . . . 畑 82 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// . . . 畑 1,997 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">// . . . 畑 423 m²</p> <p>（申請理由） 新規就農</p>

	<p>(対 価) □□□円</p> <p>△△△さん女性の方で、新規就農です。 旦那様が□□□さん韓国人の方です。 経主は奥さんがされるという事です。 〇〇〇さんはお亡くなりになっていまして、譲り渡し人は〇〇〇さんの息子さんです。土地の周辺に家と山林と白地の畑がありまして、全て△△△さんが購入するという事です。</p>
徳弘	何歳ぐらいの人ですか？
事務局	<p>35 歳ぐらいです。</p> <p>青年就農給付金の準備もしていまして、新規就農で頑張ろうとしています。露地野菜を□□□で研修されたという事です。</p>
徳弘	フェンスはして有りますか？
事務局	してないです。
徳弘	今後、町にお願いすれば可能ですか？
事務局	後は、調整だと思います。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3 番</p> <p>(譲渡人) 〇〇〇</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字尾立・・・ 畑 16,355 m²</p> <p>(期 間) H29.2.1～H34.2.1</p> <p>(賃借料) □□千円</p>

	うち 5000 m ² を借りるという事です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>4 番</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字岩下・・・ 田 440 m² (申請理由) 耕作地の取得 (対 価) □□万円 1反□□万になります。</p>
中村	△△△さんはどこの人？
事務局	左道の人です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>5 番</p> <p>(譲渡人) ○○○ (譲受人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字遠目塚・・・ 畑 3,881 m² " " " " " " 畑 1,460 m² (申請理由) 新規就農 (対 価) □□□万円</p>

中村	<p>△△△さんは千葉県の出身で〇〇〇さんの家から全て保有をされます。</p> <p>〇〇〇さんは綾に住んでいるの？</p>
事務局	<p>いえ。もう居ません。綾に住所だけはあります。</p>
会 長	<p>△△△さんはもう綾に住んでいます。ご本人は住んでおりますがご家族は学校の都合などで千葉にいます。時期をみてこちらに住みたいですか。</p>
会 長	<p>何才くらいですか？</p>
事務局	<p>△△△さんは 41 才です。</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>6 番</p> <p>(譲渡人) 〇〇〇</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字窪上 . . . 畑 9,490 m²</p> <p>(申請理由) 規模拡大</p> <p>(賃借料) 10 a 当たり □万円</p> <p>(期間) H29. 3. 1~H33. 12. 31</p> <p>7 番</p> <p>(譲渡人) 〇〇〇</p> <p>(譲受人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字大谷 . . . 畑 921 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">// . . . 畑 1,677 m²</p> <p style="padding-left: 100px;">字水窪 . . . 畑 3,758 m²</p> <p style="padding-left: 150px;">// . . . 畑 1,365 m²</p>

	<p style="text-align: center;">〃 . . . 畑 53 m²</p> <p>(申請理由) 新規就農 (賃借料) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 6. 1~H34. 12. 31</p> <p>〇〇〇さんの 1 反が□□□円です。〇〇〇さんは□□□円くらいです。</p>
会 長	△△△さんはいくつぐらいですか？
事務局	37 才です。 △△△さんはもともと佐土原の出身ですが、機械を購入して、今度は法人を立ち上げたいと希望しています。
徳 弘	自分で 8 反、〇〇〇さんの 9 反、〇〇〇さんの 7 反。沢山の土地を所有しているみたいですが、雇用はどうなっていますか？
事務局	△△△さんは独身者で、現在 1 名雇用しており、あと 1 名雇用予定。あと臨時で 2 名程雇用予定としております。
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の案件の説明をお願いします。 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の承認願いをお願いします。</p>
事務局	<p>(申請者) 〇〇〇 (申請地) 綾町大字入野字向新開 . . . 田 539 m² (転用理由) 堆肥盤 (転用面積) 90 m²</p> <p>場所は□□□の裏に〇〇〇さんのハウスがあり、角に田があるので、</p>

	そこに 90 m ² の堆肥盤を作りたいと申請がされています。
会 長	これに屋根は付いていますか？
前 平	屋根は付けないそうです。今、家の近くに堆肥盤がありますが、周りに家も増えてきて、人家がそばになったので、出来ればハウスのそばに堆肥盤が欲しい。今でもビニールをかけているので、屋根がなくても大丈夫です。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>次は経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集計計画を説明して下さい。</p>
事務局	<p>1 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p> <p>(譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字なはへぎ・・・ 畑 1,462 m²</p> <p>(申請理由) 耕作地の取得</p> <p>(対 価) □□万円</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>2 番</p> <p>(譲受人) ○○○</p>

	<p>(譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 426 m² 綾町大字北俣字山下・・・ 田 967 m² 綾町大字北俣字中島・・・ 田 959 m² 合計 2,352 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□□万円</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>3 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字大窪・・・ 畑 1,101 m² 綾町大字北俣字大窪・・・ 畑 1,062 m²合計 2,163 m² (申請理由) 規模拡大 (対 価) □□□千円</p>
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>4・5 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 987 m² 綾町大字北俣字野首原・・・ 田 1,801 m²合計 2,788 m² (申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□千円</p>

<p>会 長</p>	<p>(期間) H29. 3. 22～H34. 3. 21 この 2 筆を〇〇〇さんが借ります。5 年後に買います。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6・7・8・9・10・11 番を一括で説明いたします。</p> <p>(譲受人) 〇〇〇 (譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 1,113 m² 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 683 m² 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 200 m² 合計 1,996 m²</p> <p>(申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>7 番</p> <p>(譲受人) 〇〇〇 (譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 777 m² 綾町大字南俣字柳田・・・ 田 3,000 m² 合計 3,778 m²</p> <p>(申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>8 番</p> <p>(譲受人) 〇〇〇 (譲渡人) △△△</p> <p>(申請地) 綾町大字北俣字菱池・・・ 田 646 m² 綾町大字北俣字菱池・・・ 田 691 m² 綾町大字北俣字牧原・・・ 田 1,004 m² 合計 2,341 m²</p> <p>(申請理由) 新規</p>

	<p>(対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>9 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字北俣字瀬之口・・・ 田 994 m² (申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □□千円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>10 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字一町田・・・ 田 1,082 m² 綾町大字南俣字一町田・・・ 田 1,719 m² 綾町大字南俣字一町田・・・ 田 100 m²合計 2,901 m² (申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □万円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>11 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字南俣字窪原・・・ 畑 1,314 m² (申請理由) 新規 (対価) 10 a 当たり □万円 (期間) H29. 4. 1～H39. 3. 31</p> <p>事務局 これを、△△△さんの所を○○○さんが借りられます。△△△さんの所を○○○さん。△△△さんの所を○○○が借りられます。△△△さんの所は○○○さんです。△△△さん△△△さんの所は○○○さんが借りられます。</p> <p>徳 弘 ○○○と言う会社は？</p>
--	---

事務局	東京の会社で、長野県に農地があって、実際に農業をしています。この会社いろんな事をやっていて、自動車販売・保険の代理店等やっていて、主にスポーツ関係、スポーツ施設だとかジム等を行っていて、食の方も安全・安心な食事を提供しながら、健康・美容など、会社の事業として進めていきたいと言う事で、農業の分野にも携わっております。今回、宮崎県は綾町ではじめて農業をします。
谷 上	これは誰がするの？農業は社長がするの？
事務局	この〇〇〇という会社の事業内容は先ほど説明した通りなのですが、基本的にこれは県の方に相談がいき、綾町の取り組みが有機農業ということで、ご案内の通りアスリートは有機野菜を好んで食べるという事で、2020年のオリンピック・パラリンピックを目指した野菜作りを行っていくという構想もあるみたいです。長野に持っているのは、ほぼ水稲と若干の野菜と聞いております。これは主に会社向けの車内販売をされているそうです。今回、□□□の研修として入っており、その土地を確保しまして、人参を作付けしていく事業計画です。将来的には綾町で農業をやりたい。〇〇〇自体の会社をやりたい。蛇足なのですが、■■■■のトレーナーもやっているそうです。3月入りしたら町長に社長が出向いて行くそうです。専務と話した時に非常に積極的に綾町の農業と一緒にやっていきたい。将来的には自動車の販売で海外に進出して、その時には綾町の農作物を海外に展開していきたいと話したところ、その計画は面白いですねと進めていけるかなと話しておりました。以上です。
中 村	この会社は議案書のどこに載っていますか？
事務局	県の方なので、振興公社まではうちで審議しますがそれから先は県で審議するそうです。
吉 川	△△△さんのところはどうなりますか？
事務局	□□□は研修で入っているだけです。△△△さんの土地を〇〇〇に貸して□□□で〇〇〇の社員が研修をしています。今後は自分達でやっていきます。

中 村	なぜ公社がかってに貸すのか？
事務局	公社は全的には受入可能なので。
谷 上	△△△さんは事業を使って法人を立ち上げて、生産組合を立ち上げたでしょう？その関係とは問題ないわけ？
事務局	これは△△△さんの個人の農地なので。
中 村	耕作には問題ないの？
事務局	農業としては長野での実績があります。
谷 上	□□□と一緒にするの？
事務局	いえ。□□□で研修していて、技術指導を受けて自分達でします。
徳 弘	△△△さんがするわけじゃないの？
事務局	会社の従業員がします。〇〇〇の会社員です。
徳 弘	県の公社が綾町の土地が空いているから言ってきたの？
事務局	いえ。それは誤解です。県の誘致企業で県の方に〇〇〇から相談がありました。その前に□□□と付き合いがあり、社員が勉強に来ていて、基本として有機農業がしたいので、そこは綾町がいいですという事で県が受けている。それで県から綾町へ話が来ていて、〇〇〇からは専務が来て話をしました。
中 村	わかるけど、従来なら△△△さんから直接雇われてもいいのでは？
谷 上	それは出来ないでしょう。従業員だから。給料を貰ったらその社員になるので。会社の従業員で、個人でなく会社としてだから。
中 村	買うのではなく借りるのでしょうか？問題はないよね？借りているのだから。

徳 弘	それに関しましては、5 反の要件というのは 3 条の審査するにあたってはその要件が必要ですけど、基盤強化法による農地移動については特に農地の面積要件はありません。
事務局	会社自体はよそですけど、別のところに用地を持っていますので、その辺りはクリア出来ると思います。
前 平	今後、規模を増やしていくのでしょうか？
徳 弘	オリンピックに向けてですね。
徳 弘	□□□には何年くらい来ているの？
事務局	約 1 年くらいです。3 人ほど来ています。
会 長	以上のようなので、6～11 番まで何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。
事務局	12 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字向新開・・・ 田 220 m ² (申請理由) 新規 (賃借料) □□千円 (期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28 13 番 (譲受人) ○○○ (譲渡人) △△△ (申請地) 綾町大字入野字向新開・・・ 田 787 m ² //

(申請理由) 新規
(賃借料) 10 a 当たり □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28
この 2 筆を■■■さんが借りられます。

15 番

(譲受人) ○○○
(譲渡人) △△△
(申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 931 m²
(申請理由) 新規
(賃借料) □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28
これを、■■■さんが借りられます。

17 番

(譲受人) ○○○
(譲渡人) △△△
(申請地) 綾町大字北俣字水流・・・ 田 698 m²
(申請理由) 新規
(対価) 10 a 当たり □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28
こちらは、■■■さんが借りられます。

19 番

(譲受人) ○○○
(譲渡人) △△△
(申請地) 綾町大字北俣字塚原・・・ 田 975 m²
〃 ・・・ 田 412 m²合計 1,387 m²
(申請理由) 新規
(対 価) 10 a 当たり □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28
この 2 筆を■■■さんが借ります。

21 番

(譲受人) ○○○
(譲渡人) △△△
(申請地) 綾町大字北俣字鳥巢・・・ 田 1,034 m²

(申請理由) 新規
(対価) 10 a 当たり □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28

22 番

(譲受人) ○○○

(譲渡人) △△△

(申請地) 綾町大字北俣字山下・・・ 田 960 m²
" " " " " 985 m²
" " " " " 977 m² 合計 2,922 m²

(申請理由) 新規
(対価) 10 a 当たり □□千円
(期間) H29. 3. 1～H35. 2. 28

△△△さんの北俣字鳥巢と△△△さんの北俣字山下 1553-1 の 2 筆を
■■■さんが借りられます。

あと、北俣字山下 1550-1 と 1552-1 の 2 筆と、□□□さんが以前借りられていた所を解約いたしまして、■■■さんが借りられます。そこは、○○○さんが農協へ貸していて、△△△さんが作っていましたが△△△さんが解約をして、そこを○○○さんが借り受けしました。以上です。

会 長 20 番の○○○さんはどういう人ですか？

谷上 全道で就農されています。宅配を中心にされています。

会 長 以上のようなのですが、12～24 番まで何か意見はありますか。無いようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成で許可することに決定いたします。

議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について説明をお願いします。

海江田

この議案第 8 号につきまして、以前、農業運営委員会のみなさまに白地の時について、農地か非農地かを判断してもらったことと、同様の流れの案件になります。まずこの、議案のご説明の前に、なぜこれが必要になったかをご説明いたします。

以前、この農業委員会におきまして指定市町村といいまして、権限を町のほうへ持ってくるということで皆さんにお伺いしたことで、それが実際に申請の段となりまして国の方から許可見込みがあると、国の方から県にこれを許可しても大丈夫かという同意を求める流れになりました。その中で県の方が今までの兼用案件をチェックしてそれを確認して見たところ、農用地区域、平たく言えば青地の地域について、青地からの除外をすることなく転用をしているのではないかとと思われる案件がみられる。その指定市町村には同意出来ないという回答がありました。で、実際、なぜそういう事が起こったかと言うと、追加で皆様にお配りしている、参考と書かれています資料をご覧ください。これの、下段の所、赤線と黄色のマーカで引いてある、農用地区域及び用途区分、これが綾町の農用地振興整備計画、整備計画に記載されている青地の決め方になっております。この黄色のマーカの農地別添図面版番号があって、そのうち黄色で彩色されている土地、橙色で彩色されている土地、これが施設用地として青か白かを判断しているところです。で、実際に今現在は農地別添図面版というのは当時 1000 分の 1 の図面、測定の結果の図面で彩色されてあったところを今は GIS に全て移行したところです。そして、県が除外をせずに転用しているのではないかと断言した資料として、この整備計画には付随をつけているのですが、10000 分の 1 の図面で、だいたいこの範囲が青地ですよと示しています。でも 10000 分の 1 では実際どの範囲なのか細かいところを見る事は出来ません。なので、この整備計画書に記載の通り、1000 分の 1 の図面でどの辺りが青地かを管理してきました。

この 10000 分の 1 の図面は地形図になるので、この測定の図面と重ね合わせたとき必ずしも一致するものではありません。その周辺部に差が出てきて当然なのですが、その差をまとめたものがこの彩色されている部分であります。今回この議案であがってきているのは、うちで管理している図面で白地にもかかわらず、この付随の資料の 10000 分の 1 の資料と重ね合わせると青地になってしまう、なので今まで白地だと思っていたところが青地になってしまうケースが相当数出てきております。それが今回挙げている案件 139 件、294 筆

分になります。なぜこちらを非農地として頂きたいかと言うと、農業振興地域整備計画、その制度自体が、今年の4月に法改正を受けて変わりました。農業委員会が非農地として判断した土地は、青地から外す事が出来るという制度が追加になりました。今までは、転用案件と同じで何か目的がある転用、事業計画がないと一度青地になったものを除外すると言う手続きがありませんでした。ですから今回、県が言われていることは無茶な要求だと思っておりますが、それ以外に方法がないと言われておりますので、白地が青地に相当数、うまれてきてしまうので元の白地に戻すため、今回の非農地判断を頂いて、その手続きの中で、青地になってしまったものを白地に戻すという必要性がでてきております。この139件の中には先ほど申しました、県からみれば青地で転用されている案件、それが23件分と転用などが過去にないにも係らず青地になってしまっているもの、それらをひっくるめて挙げております。で、以上が今回、この議案を上程させてもらった経緯となります。

改めまして、議案の説明につきましては、139件一括で

1番

(所有者) ○○○

(申請地) 綾町大字南俣字森元・・・ 田 3,007 m²

外、138件293筆のご判断をいただきたいと思います。

坂元

これは、元々、白地だったところが県では青地になっている。

海江田

そうです。このように測量成果。国土調査を行って、測量生活面で元々農振の地域を管理していたのですが、これとは別に、だいたいの位置をわかりやすくする為、整備計画書には10000分の1図面。こちらの地図が備え付けられています。ただこちらの地図は10000分の1の地形図を元にしてしているので、元々1000分の1図面。GISを導入したので、同じく10000分の1に縮尺を変えることができますので、それで表示してあるだけです。元々は1000分の1の図面で管理しておりました。なので、測量成果と地形図という違いがありますので、重ね合わせても重ねあうものではないです。その細分を解消しようというものです。

坂元

元々、白地だったところ。4月からひっかかる訳？

海江田	これがですね、青地になるタイミングというのが、まだ決まっていなくて。
坂元	じゃ、今、白地申請をしたらどうなるの？
海江田	通りません。綾町が白地と思っている土地が、県では青地で判断されている土地について、転用申請があがった場合、それはもう通らない。県の方では青地の扱いになります。
坂元	今まで白地の隣の土地を申請していなかったとしたら？その場合はどうなるの？
海江田	それも同じく。
坂元	青地？
海江田	はい。 県の方で青地と判断されている土地については同様の扱いです。
坂元	いや、今、同様に青地と青地になっている訳？それが元々白地だったからこれを青地から白地に変えてくれ、青地のところはそのまま青地でということ？
海江田	はい。県の方でも町の方でも青地の案件はあがっていないみたいです。
押 田	1 番の〇〇〇さんですが、これは現在、白地になっているの？
海江田	はい。綾町の図面の方では農用地に指定した経緯がありません。
押 田	原因は何ですか？縮尺で？
海江田	はい。元々、GIS を導入したから、同じ縮尺で見比べて、分り易いですが、皆さんご覧いただいたことがあると思いますが、税務の方で管理している、・・・の部分、ただ線で書いただけの図面を、そ

	のまま地形図で落とすという作業は中々難しい。縮尺が 1000 分の 1 と 10000 分の 1。それを地形図に正確に落とすという作業自体がとれなかったのだろうと考えています。当時ですね。
押 田	じゃ、田を持っているものが自分の田が白地の人も出てくるの？
海江田	ですから、そういう可能性はあります。逆のパターンですね。先程重ね合わせた図面の中で、こちらが両方の図面を重ね合わせて違いを出した図面になるのですが、この青・赤・緑で表示されております。このうち青の部分が綾町では白地だった部分を、県では青地として判断されているもの。逆のものとしては、綾町では青地であると判断しているのにも係らず、県の方では白地と判断されたものになります。この案件については編入になり、逆のパターンには編入を行って、県が白地と言っているので、影響がなければ、何もしなくてもいいじゃないかと思っております。
中 村	さっきの赤と緑については？
海江田	緑については、施設用地になります。純粋な青地ではなくて農業用施設用地での設定となります。
中 村	赤は？
海江田	赤は、綾町の方では青地と判断しているが県の方では白地と判断されている。逆のパターンですね。
徳 弘	1 番の〇〇〇さん。現況はハウスになっているが、この両隣はどうなっているの？
海江田	青地です。
徳 弘	そういうことか。
事務局	はい。そういう箇所は何箇所もありまして。
押 田	でも事業でハウスを建てるやろ？その時は青地じゃないと建てられ

	ないよね？事業がとおらないのでは？
海江田	<p>そうですね。その時に編入作業をしていないのではないかと思います。</p> <p>綾町の方では、昭和 63 年からの編入除外案件の一覧で台帳を作っているのですが、編入というのは本当にごくわずかです。編入がおこった分に関しては 10 筆もありません。その点では確認済であります。</p>
坂 元	要は、白地のところを青地から白地に変えるだけやね。
海江田	綾町で管理していた農用地通りにしたいので、この手続きを活用させて下さいというお願いです。
谷 上	今までの税金はどうなっているの？普通の青地でしていたの？
海江田	<p>税金の判断に関しましては、それが青地か白地かで税金の違いがうまれてこない制度になっています。</p> <p>今回の案件で、綾町で青地としたものを指定したものを白地とする手続きはありません。個別案件で、そういう手続きはありますが、今回あがっている議案では、そういうケースではないです。</p>
徳 弘	白地が青地になるって事？
海江田	このまま何もしなければ。
谷 上	ちょっと、6 番ですが、△△△の蔵になって見学コースになっているそうですが、以前ずいぶん昔に農業委員会にかかって、白地に変えて、長い間ほったらかしで、今やっと建物が建ちましたわ。今でも農地ですか？
海江田	<p>はい。そこは、勿論、除外手続きをしたという記録はうちには残っております。ただ、県の方ではその書類は 5 年間で破棄になります。</p> <p>そして、うちの方で白地にした手続きとして、1000 分の 1 図面では管理しておりました。ですけど、県の方では整備計画書についていた、この大きい図面、地図でしか管理してないので、その間の変更</p>

	は反映されていません。それで再度、非農地としてあげる必要があったということです。
中 村	問題はこれを実行したとき、損得が出てくるの？
海江田	このままですと、農振になった時、損として考えるのか得として考えるのか。
中 村	農地か非農地かでした時、損得は出てくるよね。
海江田	そうですね。青地に勝手にさせられること損だと考えれば、損になるところが相当数出てくるので、プラスもないマイナスもない元の状態に戻すという事になります。
中 村	これは本人確認するの？
海江田	あくまで、これは非農地といっても農振の手続きに使うだけです。だから本人の通知も行われません。
坂 元	このことによって、綾町の台帳どおり県もいきます。色分けもちゃんと出来ました。今後、青地を白地にしたい場合にはどうなるの？
海江田	それは転用と同じになります。例えば、家を建てたいと申請がありますと転用申請と同じ書類を一式作っていただいて、それでまず、農振を外す手続きを行います。で、外れたら転用を行うと。二段階です。
坂 元	農振を外すってどういうこと？
海江田	青地としてされているものを白地とするのを、農振を外すとなります。
坂 元	今までの白地の作業はなくなるという事だよね。
海江田	そうですね。白地と言うのは農業の公共投資が入っていない土地という位置づけですから何もしない土地です。

中 村	ある程度、変えてなくて家が建っている所も、あるよね？
海江田	そうですね。無断転用としての案件なら相当数あります。
中 村	あるやろ。あると思うよ。
海江田	今回の案件に含まれているものは、無断転用ではなくて、農業委員会で転用許可が出たけど青地のままだったということです。
会 長	これらは、一括で農地に該当するか否か、の結論ですかね。非農地の農地はないですよね？
海江田	いえ。農地部分も含まれています。場所で違います。
徳 弘	ここに農地・非農地の鑑定結果というのが、全部、非農地だけど、それが農地の人もあるし、宅地の場合はもちろん非農地だし、これが全部、非農地じゃどうしようもない、のじゃないの？
海江田	これを広角的に非農地として同意頂きたいという事が、県に実際に、申請するにあたって、勿論、現況は農地として外して申請する予定です。ただ、そうじゃないとこと、接続している農地の部分。ここにつきましても、あわせて申請出来ないかと。適正な元の青地設定に戻りたいから、元々は白地だった所が青地のままになってしまいますので、一緒に同意を頂いておく事で、申請したときに通ればと思います。
坂 元	今後、非農地の申請はすごく難しくなるね。
海江田	はい。非農地は元々ハードルが高いので。ただし、今回は、これを元に農地から農地以外にしようとは考えてはいません。
坂 元	台帳とおりにだね。綾の台帳とおりに県をするという訳だね。
海江田	議案にあります、地目を見ていただきたいのですが、登記で田・畑以外になっているものは、相当数あります。にもかかわらず、青地

	がかぶっています。
徳 弘	40 番の所は自分の所だけど、この一筆だけが外れる理由はなんで？
海江田	元々、白地だったからです。ただ、これからのスケジュールを話しますと、今回ここは白地ですが、その後、編入予定を考えております。
徳 弘	これ、九電の高圧線の関係で分筆してある分もあるけど、地上権とかはどうなるの？そういうのも含めて？
海江田	地上権については、今回の場合はとくに・・・。
徳 弘	それは、見てないという事？
海江田	はい。農振の場合、現在は拘束であるかどうかは着目ですから。
谷 上	このうち、どのくらいが白地から青地に変わるの？
海江田	白地から青地に変わる？ 逆、青地から白地に変わります。
徳 弘	青地から白地に変わるけど、また見直した際、青地に変わることもあるってことでしょ？
海江田	あくまで今回は、うちが管理している農振の状態に県の方もあわせてもらいたいので必要なだけで、またそこから青地として考えているというのは別問題です。全体の見直しも終わりかけていたのですが、今回のこの問題がでてきて、全体見直しを延期している状態です。全体見直しの中で、この案件で白地にはするけど、編入で青地になるのは相当数あると思います。
徳 弘	これが正確に出出したのは、航空写真からはっきりわかるようになったからという事だよな。
海江田	今まで、1000 分の 1 の図面で管理していたものを、GIS を導入する

	<p>ことによって、できるようになりました。</p>
坂 元	<p>その、編入ってというのは、現在、普通に青地として耕作していますって事を編入って言うの？</p>
海江田	<p>はい。今回、編入を考えているので一番大きい理由が、着手してから全体見直しを完了し、提出するのに、5年以上経過している。その大きい原因が、先程、お配りした参考という図面にあるように、元々、農振管理を図面で行っていました。図面で行っているから、書き方としては、‘～の図面の黄色で着色された部分’という書き方になる訳です。この GIS を導入したというのも、農振の管理を1筆管理、地番で管理したいと思ひまして、導入したものです。全体見直しのきっかけとなったものが、平成 21 年の農振法改正になります。その農振法改正によって、法律が変わった事によって、国の農振の計画が変わった、その変更を受けて県の計画が変わった、その計画を受けて町も計画を変えなくてはならないという義務的変更があります。この流れで変更するのですが、元を辿ると法律改正ですが、一番大きな変更点とは、今まで青地で指定されるのは、20ha 以上の連反、ひとまとまりの面積広がりがある土地は青地にしなさいと決まっていたのですが、その後 10ha に基準が変わりました。と、なると、10ha 以上の連反・面積の広がりがあるものが、当然広がるので、編入する箇所は相当出てくると思ひます。1点目がそれで、あとは、有害鳥獣対策で柵を設置した獣疫地帯は優良農地だから守ったという前提がありますので、だからそこを編入する。その2点が大きな編入のポイントとなります。</p>
坂 元	<p>1筆で半分は青地、半分は白地があるけど、これはどうなるの？</p>
海江田	<p>〇〇〇前ですが、ここは、除外申請がありまして、ここを除外するので分筆をしたいと申請がありました。で、その後、転用まで出ていたのを記憶しております。元々、1筆のうち、まず除外の申請がありまして、その時、分筆をするとありましたが、実際に行われなかったのが1筆に青地と白地が存在することになります。</p>
徳 弘	<p>ここは青地に戻すの？</p>

海江田	<p>はい。ここも全体見直しのときに、青地に戻す予定です。</p> <p>今回、非農地の同意を頂いたあと、実際、県にあげる案件は細かく精査していきます。で、どうしようもなく残ってしまったのは、まだ何か手立てはないか、別途、協議していきます。</p>
会 長	<p>以上のようなので採決いたします。許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>農地法の適用を受けない土地の承認の件で、〇〇〇さんの土地が載っているのですが、この土地が問題になっております、二反野の太陽光発電にからむ土地ですが、ここについて、非農地の証明願いが出まして、議案には載せて頂いたのですが、まだ農業委員さんが現地を見ていないこともありますし、まだ農振がだぶってまして、簡単に非農地と言いましても、難しいかなと思っていますので、この案件は保留といいますか、翌月以降にまわしてもらおうと思っています。また、1度、現地を見られて、ここは〇〇〇さんの土地だけしかありませんが、所有者もまだ、たくさんいらっしゃいまして、全部で言うと、30丁ぐらいあります。なので、山林・原野とかなりの面積になりますので、協議をしないと難しいので、一旦、差し戻しをさせていただきます。</p>
課 長	<p>今の案件について、ご説明させていただきます。1月の末ぐらいだったと思いますが、△△△がこの太陽光発電について、期間をおいたのはしない訳じゃないという話で、話し合いの中で地元では反対なので、町でも反対ですと話をしました。ところがその後、□□□の方に△△△は手を引くと話は聞いています。しかし、事業はこれから継続していくということで、その後入ってきている会社が■■■■で事業を引き継ぐとなっております。したがって、当分の間、この問題は尾を引くのかなと思っています。そこを含めて、地元は地権者以外、接触した人以外は知らないということで、たまたま知った人は反対ということです。直接的には地権者だけに話がいつ</p>

	<p>ていて、仮契約まで話が進んでいるそうです。我々も諸事情がつかめていないところがあります。そういった形で△△△が引いて■■■が入ってきたということだけは、ご理解いただいて、事業は中断したのではなく、継続している内容です。とりあえず、皆さんに現場を見てもらってからじゃないと即決は難しいと思います。面積が30ha以上で、工事費だけでも40億円という話もありますし、町の方も固定資産が入ってきますよという話もあるのですが、基本的に、賃貸でもやりたいと、20年間やりたいと話で、いずれにしても20年経てば役場か地権者に返したいという話もありますので、事業計画がどうなっているのかわかりません。口頭での協議ばかりが進んでおり、そういった事に現実味がなかったのですが、今回、■■■の方へ引き継いだということだけご理解いただきたいと思っております。以上が経過報告です。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、次の議案第9号の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>すいません。これは追加で議案を提出させていただいたんですけど、土地改良事業参加資格交替承認の件ですが、これが何かといいますと、左岸土地改良区の理事に〇〇〇さんが立候補しているということですけど、土地改良事業に参加資格があるのは、実際農業をされている方なので、△△△さんが、本来、資格があるのですが、農業者年金の経営移譲をしておりますして、〇〇〇さんの後継者として、△△△さんが経営主となっておりますから、△△△さんにその資格があるのですが、実際、農業が忙しい、という事で、所有者に土地改良事業の参加をさせていただきたい、参加資格を交替してほしいという申出がありましたので、交替後の資格者が〇〇〇さんということで、〇〇〇さんが理事に立候補したいという申出であります。中々、あまりない案件だったんですけど、その後、農業委員会の承認が得られましたら、報告をして、その後承認という形になると思います。</p>
<p>坂 元</p>	<p>経営移譲を取り消すという事？</p>
<p>事務局</p>	<p>いえ。経営移譲はそのままです。</p>
<p>徳 弘</p>	<p>補足ですけど、〇〇〇さんは大淀左岸が出来た頃からずっと理事で</p>

<p>会 長</p>	<p>二反野地区の代表をしております、今回どうしても、法的に厳しくて経営移譲しているのに、理事でいるのはおかしいと国や県に言われまして、改めて、本人は農業をしているけど、息子の名義に変わっているけど、理事に出るために農業している証明が欲しい。</p> <p>併せてですが、入野字平ノ山 510-29 の土地ですが、この土地も自分が理事として扱っているのに、農地法ではこの土地は除外で出してくれ、その他の土地は、大淀左岸に関係ある土地なので、この 5 筆については、左岸の耕作をしている証明を出してくれという事です。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>では、土地改良事業参加資格交替承認の件、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>
------------	--

この議事録は、平成 29 年 2 月 27 日開催の第 2 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 谷上 政広

議事録署名委員 徳弘 孝一